

愛媛県における特定建設資材に係る分別解体等及び
特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に
関する指針

平成14年5月

愛媛県

目 次

はじめに	・ ・ ・ ・ 1
第 1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の促進等の基本的方向	
1 基本理念	・ ・ ・ ・ 2
2 関係者の役割	・ ・ ・ ・ 2
3 基本的方向	・ ・ ・ ・ 4
第 2 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策	
1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性	・ ・ ・ ・ 8
2 関係者の役割	・ ・ ・ ・ 8
第 3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	
1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標	・ ・ ・ 1 0
2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策	・ ・ ・ 1 0
第 4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の 促進のための方策	
1 利用の促進の基本的な考え方	・ ・ ・ 1 3
2 関係者の役割	・ ・ ・ 1 3
3 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用	・ ・ ・ 1 4
第 5 特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等 及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及	・ ・ ・ 1 6
第 6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の 再資源化等の促進等に関する重要事項	
1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の 適正な負担	・ ・ ・ 1 7
2 各種情報の提供等	・ ・ ・ 1 7
3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の 発生の抑制等	・ ・ ・ 1 7

はじめに

本指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法第104号。以下「法」という。）第4条に基づき、国が法第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」に即して、愛媛県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めるものである。

なお、この指針に使用している用語の定義は、法第2条の規定によるものとする。

第1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の基本的方向

1 基本理念

(1) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制や、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずる必要がある。

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の基本的な考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制（リデュース）、次に、建設資材の再使用（リユース）を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、焼却の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収（サーマル・リサイクル）を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。

なお、発生した建設資材廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた適正な処理を行う。

2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質・品質等の表示、有害物質等を含む素材等、分別解体

等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生抑制や分別解体等の実施、建築物等の長寿命化に配慮した設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択などの工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等、建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、対象建設工事における分別解体等の届出並びに契約書面への分別解体等の方法及び解体工事等に要する費用の明記等、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。また、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について、明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

元請業者は、対象建設工事における発注者に対する分別解体等の計画の内容等についての説明、契約書面への分別解体等の方法や解体工事等に要する費用等の明記及び再資源化等が完了したときの発注者への報告等、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。また、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択及び施工技術の開発等により、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。特に、対象建設工事における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施など、法に規定された義務を適正に実施しなければならない。

なお、解体工事を施工する場合は、法に定める解体工事業の登録又は建設業の許可(土木・建築・とび土工)を有していなければならない。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者(以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。)は、特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 県

県は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(平成12年政令第495号。以下「令」という。)第8条第1項に基づき事務を処理する市(以下「特定行政庁である市」という。)及び同条第4項に基づき事務を処理する市(以下「保健所設置市」という。)との調整を図りつつ、法に基づく特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務並びに解体工事業の登録に関する事務を適切に行う。

また、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発など必要な措置を講ずるよう努める。

(8) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

特定行政庁である市及び保健所設置市は、各々、法に基づく特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務を適切に行う。

3 基本的方向

(1) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図るほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監

督等を行う必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要がある。

このため、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

(3) 本県における特定建設資材廃棄物等の状況

特定建設資材廃棄物の排出量の現状及び将来見込み

平成12年度愛媛県廃棄物処理計画実態調査報告書(平成11年度実績)によると、本県の建設業から発生する特定建設資材廃棄物は、コンクリート塊(コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の平成11年度における排出量は521千トン、建設発生木材(木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の排出量は58千トン、アスファルト・コンクリート塊(アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)の排出量は519千トンである。

コンクリート塊の再資源化率(工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。)は87.9%、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は97.1%、建設発生木材の再資源化等率は84.5%となっている。

また、特定建設資材廃棄物の排出量の将来予測(平成22年)は、コンクリート塊は572千トン、建設発生木材は62千トン、アスファルト・コンクリート塊は570千トンである。

再資源化等施設及び最終処分場の立地状況

県域における平成14年3月末時点でのコンクリート塊の再資源化施設は74施設、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設は75施設立地している。(うち67施設はコンクリート及びコンクリート・アスファルトの再資源化が可能)建設発生木材の再資源化施設(建設廃材受入可能)は9施設、焼却施設は22施設立地している。なお、廃棄物処理法・ダイオキシン類特別措置法による平成14年12月以降の構造基準・排出ガス等の規制に対応できる施設は、現時点で2施設である。

一方、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を受け入れることができる安定型最終処分場は33施設立地しているが、残容量は2,616千m³であり、現状のままで推移すると残余年数は13.4年である。建設発生木材を受け入れることができる管理型処分場(受け入れ先が不特定多数の場合)は6施設立地しており、残容量は295千m³と少なく、現状のままで推移すると残余年数は2.5年である。

(4) 県における特定建設資材に係る分別解体等の実施の確保

対象建設工事受注者、自主施工者、発注者及び元請業者は法第3章に規定された義務を適切に実施しなければならない。特に、受注者及び自主施工者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」(平成12年国土交通省・環境省令第1号。以下「施行規則」という。)で定める施工方法に関する基準に従い分別解体等を行わなければならない。

建築物の解体工事の発注者は、建築物の内部にある残存物品等を解体工事の施工に先立ち撤去し、廃棄物処理関係法令に従って適切に処理しなければならない。

県及び特定行政庁である市は、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく許認可等の機会などを通じ対象建設工事の把握に努めるとともに、建設工事現場へのパトロール等を行うことにより、分別解体等の適正な実施を確保する。また、対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、「建設リサイクル法に関する工事届出等の手引き」(以下「手引き」という。)等を勧告し、法第14の助言又は勧告を行う。さらに対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなくて分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、分別解体等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、「手引き」等を勧告し、法第15条の命令を行う。

(5) 県における特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保

県及び保健所設置市は、対象建設工事受注者の再資源化等の適正な実施を確保するた

め必要があると認めるときは、法第19条の助言又は勧告を行う。さらに対象建設工事受注者が正当な理由がなく、再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合において、再資源化等の適正な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、法第20条の命令を行う。

(6) 対象建設工事の規模に関する基準

県における法第9条第4項に基づく対象建設工事の規模に関する基準は、令第2条で定める規模とする。

なお、県は、県の区域における特定建設資材廃棄物の再資源化施設の立地状況及び最終処分場における処分量の見込み等から判断して、令第2条の規模の基準では当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でないとして認められるときは、条例により同条の基準に代えて適用すべき建設工事の規模に関する基準を定めることができる。

(7) 指定建設資材廃棄物の距離に関する基準

県における指定建設資材廃棄物(建設発生木材)の距離に関する基準については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則」(平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「主務省令」という。)第3条で定める距離とする。なお、県は、県の区域における指定建設資材廃棄物の発生量の見込み、再資源化施設の立地状況及び最終処分場における処分量の見込み等から判断して、指定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例により同条の基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

第2 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、再資源化等により最終処分量を減らすとともに、端材の発生抑制、建設資材廃棄物の現場内での再利用及び既存建築物等のストックの長寿命化を図ることなどにより、建設資材廃棄物の排出そのものを抑制することが重要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施とその耐久性の向上を図るとともに、修繕が可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に対する発注者の用途、構造等への要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上や維持管理・修繕の容易性の向上など、長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選

扱に努めるほか、端材の発生抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

県は、国の施策と相まって必要な措置を講じるよう努めるとともに、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の発生抑制及び再使用に率先して取り組むものとする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定その他特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率は、次のとおりとする。

特定建設資材廃棄物	平成22年度における再資源化率等
コンクリート塊	95%
建設発生木材	
アスファルト・コンクリート塊	

建設発生木材の再資源化等率は縮減(焼却)を含む。

特に、県発注の公共事業においては、再資源化を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分量をゼロにすることを目指すこととする。

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果、再資源化等に関する目標の達成状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコストの削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

県は、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等が積極的に活用されるよう制度の普及に努めるとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を定期的に把握し、その結果に基づき必要に応じた施策を推進する。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策等

コンクリート塊

コンクリート塊については、破砕、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生粒度調整砕石等(以下「再生骨材等」という。)

として、道路、港湾、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

また、再資源化に関する技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化等に必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

また、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

その他

廃プラスチック、廃石膏ボード、ガラスくず及び陶磁器くず等の特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施及び必要な施設の整備等について、関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

なお、再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品

目（環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいう。以下同じ。）については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場（安定型処分品目の最終処分場をいう。）で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

第4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策

1 基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる情報提供、普及啓発等に努めるほか、県の事業においてこれらを率先して利用するよう

努めるものとする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

3 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用

(1) 公共事業での率先利用の基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のため、公共事業においては、民間の取組の先導的役割を担うことが重要である。このため、県の事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)及び「愛媛県グリーン購入推進方針」の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとする。

なお、県以外の公共事業においても、国及び県の事業における方策に準じた取組を行う必要がある。

(2) 県事業での率先利用の具体的方策

コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた物の利用

道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料及び上層路盤材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートル及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとする。

建設発生木材の再資源化により得られた物の利用

法面の緑化材、雑草防止材等についても、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、これらを利用したモデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性について検討を行い、これを踏ま

え利用量の増大に努める。

さらに、その他の用途についても、施工性、経済性等の適用性について検討を行い、これらの利用に努める必要がある。

その他

その他の建設資材廃棄物の再資源化により得られた物についても、施工性、経済性等の適用性について検討を行い、これらの利用の促進が図られるよう取り組む必要がある。

第5 特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

このような意義を有する特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要であることに鑑み、県は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であり、また、発注者が再生建設資材をできる限り利用することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて、ホームページの活用やパンフレットなどを作成し配布するとともに、講習会などを実施するものとする。

第6 その他特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

県は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、適正な費用負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

また、対象建設工事の受注者間においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

2 各種情報の提供等

県は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の情報、対象建設工事の発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように、国が整備するインターネット等を活用した情報システムの普及に努めるものとする。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

なお、冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機

器再商品化法、法律に規定するエアコンディショナー並びに冷蔵機器及び冷凍機器の中に含まれるものについては、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）又は廃棄物処理法に従って処理されなければならない。このためには、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、ユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があり、過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求めることが適当である。また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収することによりこれを防止する必要がある。

さらに、断熱材に使用されているフロン類については、建築物の解体時におけるフロン類の残存量が不明確であること、経済的な回収・処理技術が未確立であること等の課題がある。このため、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討を踏まえて国が行う回収・処理のための技術開発等について、必要な情報提供等を行う。

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。

PCBを含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるので、PCBを含有する電気機器等の所有者は、建築物等の解体に先立ち、これらを撤去し、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければならない。